

# 議会改革協議会 報告書

議会改革協議会

(平成29年3月～)

# 報告にあたって

今任期の議会改革協議会については、平成29年3月14日に開催された代表者会議で、設置することが申し合わされました。

この申し合わせを受けて、所属議員5名以上の会派の幹事長ほか1名ずつ、計8名を構成員とし、同年5月11日に第1回会議を開催しました。

「議会活動の効率化、議場整備」、「選挙公報の発行」、「議会活動の広報強化」、「政務活動費支出の透明性の向上」の4つの協議事項について、精力的に協議を行い、協議結果がまとまりましたので、報告します。

平成31年2月

議会改革協議会

座長 鷹木 研一郎

## 議会改革協議会 委員名簿

会 派 名	氏 名
自 由 民 主 党	<p style="text-align: center;">戸町 武弘 (～平成31年2月17日)</p> <p style="text-align: center;">鷹木 研一郎 (平成31年2月18日～)</p> <p style="text-align: center;">田中 元</p>
公 明 党	<p style="text-align: center;">成重 正文</p> <p style="text-align: center;">松岡 裕一郎</p>
ハートフル北九州	<p style="text-align: center;">森 浩明</p> <p style="text-align: center;">奥村 直樹</p>
日 本 共 産 党	<p style="text-align: center;">荒川 徹</p> <p style="text-align: center;">大石 正信 (～平成30年6月11日)</p> <p style="text-align: center;">田中 光明 (平成30年6月12日～)</p>

◎ 所属議員が5名以上の会派の幹事長ほか1名で構成

## 協議経過

会議	日時	協議事項
第1回	平成29年5月11日 (木) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・選挙公報の発行について</li> </ul>
第2回	平成29年6月14日 (水) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・選挙公報の発行について</li> </ul>
第3回	平成29年8月21日 (月) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・選挙公報の発行について</li> <li>・議会活動の広報強化について</li> <li>・政務活動費支出の透明性の向上について</li> </ul>
第4回	平成29年9月29日 (金) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・議会活動の広報強化について、他</li> </ul>
第5回	平成29年11月14日 (火) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・議会活動の広報強化について</li> <li>・政務活動費支出の透明性の向上について</li> </ul>
第6回	平成30年1月22日 (月) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の効率化、議場整備について</li> <li>・議会活動の広報強化について</li> </ul>
第7回	平成30年3月23日 (金) 午後3時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の広報強化について</li> </ul>
第8回	平成30年5月22日 (火) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動の広報強化について</li> </ul>
第9回	平成31年2月19日 (火) 午後3時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙公報の発行について</li> <li>・議会活動の広報強化について</li> <li>・政務活動費支出の透明性の向上について</li> </ul>

# 協議結果

## 1 議会活動の効率化、議場整備

### (1) 会議場設備の充実、バリアフリーの充実

会議場設備及びバリアフリーの充実については、大規模な施設改修が必要なものは、議事堂建て替えの際など長期的な観点から、また、改修を伴わないものは順次、可能なものから実施する。

- ・ 本会議場にはディスプレイやスクリーンなどのプレゼン機材が設置されていないため、議員が執行部や傍聴者に対し、写真や図など映像を使用した質問ができないといった課題がある。しかし、プレゼン機材設置については、多額の費用を要するとともに、日進月歩で電子機器の改良が進むことから、今後、議事堂建て替えの際に、設置の検討を提案することが適当である。また、当面は、議会運営委員会での確認が必要となるが、議員が質問の際に配布する資料を、傍聴者にも配布できるようにすることも併せて提案する。
- ・ 本会議場の傍聴席は、傾斜が急であり、また、手すりが両端のみに設置され、車椅子席が最後列に設けられるなど、バリアフリー対応が不十分との課題がある。しかし、傍聴席の車椅子対応については改修に多額の費用がかかることから、今後、議事堂建て替えの際に、傍聴席のバリアフリーの充実についての検討を提案することが適当である。
- ・ 本会議場の議員席のマイクは、平置き型の集音マイクであり、議員が自席で質問を行う際、集音が不十分で、傍聴席等で発言内容が聞こえにくいという課題がある。このことから議員席に、集音に優れた立ち上がり式マイクを設置することが適当である旨、代表者会議に報告後、平成29年7月24日開催の議会運営委員会において、その設置が確認された。
- ・ 現状では、聴覚に障害を持つ方が、傍聴の際に手話通訳等の利用を希望した場合、市議会事務局が傍聴者に対し、手話通訳者等派遣団体の連絡先を案内している。しかし、他政令指定都市の市議会の多くは、市議会事務局が手話通訳者等の派遣依頼を行っている。本市では、手話通訳等の利用を希望する方において手間を要するという課題がある。申し込

み期限による人材確保の課題が残るものの、事務局から手話通訳者の派遣依頼を行うことが適当である。また、本市の障害者福祉施設においては、聴覚に障害を持つ方に対応する際、音声認識アプリ「UDトーク」を活用していることから、聴覚に障害を持つ傍聴者に対しても、同アプリなどの活用を事務局が案内することが適当である。

## (2) PC・タブレットの利用、ペーパーレス化

議員へのタブレット端末の配付、使用を通じた、議会活動の効率化やペーパーレス化については、委員によるタブレット端末や資料閲覧等ソフトのデモンストレーションの体験や、市議会事務局による費用対効果等の試算により、その有効性が確認できることから、今後は、コストに十分配慮したうえで、将来的に導入する。ただし、慎重な進め方を求める意見もあることから、課題を一つ一つ検討しながら対策を講じる丁寧な対応をとることとする。

タブレット端末の配付、使用に伴う詳細な費用対効果や、セキュリティなどの課題等を踏まえた、具体的な使用方法などの検討については、予算を伴うとともに、議会運営に深く関わることにもなることから、これらは、今後、議会運営委員会において検討することが望ましい。

## 2 選挙公報の発行

次の一般選挙から選挙公報を発行すべきであるとの意見を4党派一致で取りまとめた。

なお、選挙公報の掲載文に関するルールとして、「責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない」とする品位保持の規定を条例上に設けるべきと考える。

条例案は別紙のとおり。

また、期日前投票の増加等を踏まえ、速やかに有権者が必要な情報に到達できる機会を提供するため、選挙管理委員会による公職選挙法第6条に基づく選挙公報のインターネット掲載が有効であることを確認した。

⇒ 「別紙」は7～8ページ

### 3 議会活動の広報強化

#### (1) 議会活動の公開

##### ア ケーブルテレビ・ネット中継の拡大

市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、現状の「全定例会の本会議のうち、市長提案理由説明及び質疑・質問が行われる日」から、「全定例会の全ての本会議が行われる日」に拡大するものとする。

ただし、議論の過程において、討論のルール化（持ち時間制の導入など）が必要であるとの意見があったことから、その問題についての協議を議会運営委員会に委ねることとし、中継拡大の時期は、その協議が調った後とする。

##### イ 議会活動の公開 委員会議事録の公開

委員会記録については、全文記録に改め、これを公開することとする。

なお、実施時期等の詳細については、議会運営委員会で協議することが適当である。

##### ウ 視聴環境の改善

市議会中継については、ケーブルテレビとインターネットの中継及び録画中継を行っている。現状、インターネットの中継及び録画中継については、スマートフォンでは視聴できない。今後は、多くの機種スマートフォンで中継及び録画中継の視聴が可能となるよう改善を図りたい。

## (2) 議会広報のあり方

### ア 議会報告会（北九州市議会基本条例第 14 条）

議会報告会は、市政の重要なテーマについて議会で審議が行われたときなどに、必要に応じて議長が発議し、代表者会議の了解を得て、議会報告会運営会議を設置のうえ開催する。

### イ カフェトーク in 北九州 ～議員とまちを語ろう～

#### （北九州市議会基本条例第 12 条）

平成 31 年度以降は、今回試行実施した内容を踏まえて、「カフェトーク in 北九州 ～議員とまちを語ろう～」を実施することとし、内容は次のとおりとする。

- ・ 特定のテーマを設定する。
- ・ 関係団体との協働とする。
- ・ 人の往来がある場所で実施する。
- ・ パネルディスカッションを主な内容とする。

なお、平成 31 年度の運営会議委員として、各会派から 1 名ずつ選出することとし、平成 32 年度以降の実施方針については、運営会議において検討する。

⇒ 「試行実施結果」は 9～11 ページ

### ウ 市議会だより

掲載する質問には、質問議員の会派名を記載する。

また、編集及び発行に関して協議又は調整を行うため、別紙のとおり「北九州市議会だより編集委員会」を設置する。

⇒ 「別紙」は 12 ページ



## 4 政務活動費支出の透明性の向上

### (1) 使途基準運用マニュアルの見直し

#### ア 市外調査等における報告書の提出、閲覧公開

市外における調査、市外で開催される研修会への参加、市外での要請・陳情活動、市外で開催される会議等への参加をした場合は、日時等内容が明らかになるよう、報告書を作成し、提出することとする。

なお、提出した報告書は、領収書とともに閲覧公開する。

#### イ 旅費を支出する場合、日当、夕食代は支出しないことをマニュアルに明記

現状のマニュアルでは、旅費を支出する場合、北九州市旅費条例に準じて支出するとなっているため、日当、夕食代は支出できるが、従来から自粛しており、支出しないことをマニュアルに明記する。

なお、マニュアルの見直しにおいて、領収書のホームページ公開や第三者機関による審査の導入についても、協議を行ったが、結論に至らなかった。

### (2) 事後払い

事後払いについては、全会派の合意が得られなかったため、今回、見送ることとする。

なお、現状の「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」では、収支報告書及び領収書の写しの閲覧の対象者について、市内居住者等に限っているが、政務活動費支出の透明性の向上に向け、何人も収支報告書等の閲覧が請求できるよう、「条例」の一部改正を行う。

条例の一部改正及びマニュアルの改訂の施行日については、平成 31 年 4 月 1 日とする。

⇒ 「政務活動費作業部会の推移」は 13～14 ページ

○北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例（案）

※下線は「北九州市長選挙選挙公報発行に関する条例」と異なる箇所。

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第172条の2の規定にもとづき、北九州市議会議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。)における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（発行）

第2条 北九州市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)は、北九州市議会議員の選挙においては、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

（掲載の申請）

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、市の委員会の指定する期日までに、文書で市の委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない。

（掲載の方法）

第4条 市の委員会は、前条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、市の委員会がくじで定める。

3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（配布）

第5条 選挙公報は、市の委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前1日までに配布しなければならない。

（発行を中止する場合）

第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

（申請等の時間）

第7条 この条例に定める事項またはこの条例にもとづき市の委員会が定める事項について市の委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、市の委員会が定める。

## 「(仮称) 市民と語る会」試行実施結果について

## 1 試行実施概要

(1) 名 称 カフェトークin北九州 ～議員とまちを語ろう～

## (2) 日時・場所・テーマ等

〈日 時〉 平成30年10月28日 (日) 13:30～15:40

〈場 所〉 チャチャタウン小倉 イベント広場 (小倉北区砂津三丁目1-1)

〈テーマ〉 人口減少について

〈参加者数〉 約800人

## (3) プログラム

## ① 挨拶 13:30～

- ・ 井 上 秀 作 議長
- ・ 大 貝 敏 之 北九州青年会議所理事長

## ② 基調講演 13:45～

- テーマ「北九州市の人口動態について」  
南 博 北九州市立大学地域戦略研究所教授

## ③ パネルディスカッション 14:00～15:40

## ●パネリスト

## 《北九州市議会》

佐 藤 栄 作 議員  
松 岡 裕一郎 議員  
奥 村 直 樹 議員  
荒 川 徹 議員

## 《北九州若者まちづくりサポーター》

木 村 紗 彩 (九州大学1年)  
木 元 利早子 (常磐高等学校3年)  
伊 藤 尚 希 (九州国際大学附属高等学校2年)  
榎 本 咲 子 (小倉高等学校1年)

●コーディネーター

南 博 北九州市立大学地域戦略研究所教授

## 2 運営会議の開催状況

	日 時	出席者	議 題
第1回	6月12日(火)	・運営会議委員	・運営委員会委員及びパネラーについて ・(仮称)市民と語る会の名称について ・実施概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	7月5日(木)	・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表	・協働団体について ・(仮称)市民と語る会の名称について ・実施内容について
第3回	7月27日(金)	・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表	・実施内容について
第4回	8月17日(金)	・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表	・実施会場について ・コーディネーターの選定について ・市民との意見交換について ・広報計画について
第5回	9月19日(水)	・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表	・検討課題について ・参加者アンケートについて ・広報について ・事前リハーサルについて
事前 リハー サル	9月30日(日) 10月21日(日)	—	・実施結果について ・台風等の理由により中止
第6回	12月12日(水)	・運営会議委員 ・北九州青年会議所 ・若者代表	・実施結果について ・平成31年度の実施方針(案)について

## 3 運営会議委員

(座長)	自由民主党	戸 町 武 弘	議 員
	公 明 党	成 重 正 丈	議 員
	ハートフル北九州	森 浩 明	議 員
	日本共産党	田 中 光 明	議 員

## 4 広報活動

- (1) 市政だより(平成30年10月15日号)への記事掲載
- (2) 市及び市議会ホームページでの広報
- (3) マスメディアを利用した広報
  - ・ クロスFM イブニングライン北九州(10月16日16:45~16:50放送)  
パネリストである佐藤栄作議員への生電話インタビュー
- (4) 広報チラシの配布、配置(計5,000部)
  - ・ 議員による配布【840部】
  - ・ 北九州青年会議所及び若者による配布【1000部】
  - ・ 区役所、出張所、広聴課への配置【510部=17ヵ所×30部】
  - ・ 市民(サブ)センターへの配置【1,360部=136施設×10部】
  - ・ 生涯学習(総合)センターへの配置【270部=9施設×30部】
  - ・ 市内10大学及び近隣6大学への配置【480部=16大学×30部】
  - ・ 市幹部会、総務担当課長会議での配布【100部】
  - ・ 各区自治総連合会への配布【250部】
  - ・ 報告会場への配置など
- (5) ポスター掲示(B2版)
  - ・ モノレール駅への掲示【9駅】
- (6) 報道機関への資料提供
- (7) 公式SNS「好きっちゃ北九州」掲載
- (8) サンデー北九州「北九州市 info」(平成30年10月20日掲載)
- (9) インフォメーション掲載(職員向け)

## 北九州市議会だより編集委員会の設置について

### 1 設置の目的

北九州市議会だよりの編集及び発行に関して協議又は調整を行うため、北九州市議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 組織

委員会は、所属議員が5人以上の会派から1人ずつ選出した委員をもって組織し、委員の互選による委員長及び副委員長1人を置く。

### 3 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでは引き続き在任する。

### 4 会議の招集

委員長は必要と認めるときに会議を招集し会議を主宰する。なお、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

### 5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 政務活動費作業部会の推移

## 1 開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	平成29年8月21日	部会長の選出、部会の進め方、協議項目
第2回	平成29年9月29日	意見集約、車のリース料の支出、会計帳簿及び調査（視察）報告書の提出・公開
第3回	平成29年11月14日	各種帳票様式、本市議会の按分率の状況、領収書のホームページ公開、事後払い・会派内事後払い、政令市における第三者機関の設置状況、政務活動費情報公開度
第4回	平成29年12月8日	意見集約
第5回	平成30年1月22日	各種帳票様式、支出項目の見直し、按分率の見直し、領収書のホームページ公開、第三者機関の設置、会派内事後払い
第6回	平成30年3月23日	意見集約、帳票様式の修正、協議項目に係る今後の方向性の整理
第7回	平成30年7月27日	閲覧公開・ホームページ公開、マニュアルの修正、支出項目の見直し
第8回	平成30年9月25日	意見集約
第9回	平成30年10月26日	マニュアルの修正、支出項目の見直し、閲覧制限の解除
第10回	平成30年12月13日	意見集約
第11回	平成31年1月31日	意見集約、議会改革協議会への報告



## 2 政務活動費作業部会委員

(部会長)	自由民主党	戸町武弘	議員	
		村上幸一	議員	◎
	公明党	成重正丈	議員	◎
		松岡裕一郎	議員	
	ハートフル北九州	森浩明	議員	◎
		奥村直樹	議員	
	日本共産党	荒川徹	議員	◎
		大石正信	議員	
			(~平成30年6月11日)	
		田中光明	議員	
			(平成30年6月12日~)	

※ 所属議員が5名以上の会派の経理責任者ほか1名で構成。

※ 経理責任者は◎。